

# ○ 介護施設等の災害復旧

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金

## 1. 概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

## 2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション 等
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム

## 3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費  
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

## 4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人 等

## 5. 補助率

◇特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合：国1/2、都道府県・政令市・中核市1/4、事業者1/4

※ 施設種類によって異なる

※ 激甚災害法が指定され、被災施設所在都道府県・政令市・中核市が以下の要件に該当する場合は、特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を引き上げ（国・都道府県等5/6、事業者1/6）

- ・被災施設（復旧費用が60万円以上の施設）が当該都道府県・政令市・中核市の施設数の1/10以上
- ・当該都道府県・政令市・中核市の1施設当たりの平均復旧費用が80万円以上

## 6. 補助の流れ

